

●会員に対する処分の執行について

当該会員に対して、会則第53条第1項に基づき、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第54条の2第9項の規定及び会令第91号「継続研修義務不履行者の処分に係る公表に関する規則」によりその旨を掲載します。

記

1. 処分を受けた会員の氏名及び登録番号  
野中 信敬 会員（登録第20028号）
2. 処分の方法  
権利停止1年（会則第54条の2第2項第2号）
3. 処分の執行日  
令和5年3月7日
4. 処分の理由の概要
  - (1) 処分の理由：継続研修義務不履行
  - (2) 適用条項：弁理士法第31条の2（研修）、弁理士法施行規則第25条（継続研修）、会則第57条第2項（継続研修）、会則第57条の2（継続研修義務不履行者の履修期限）
  - (3) 履修期間：  
Bグループ 平成27年4月1日～令和2年3月31日
  - (4) 履修状況：  
不足している単位数 業務研修51単位